

参考資料

地方公共団体における施策事例（案）

施策における具体的事例

地方公共団体及び海外における施策の具体的事例を次頁以降に示す。
なお、下記の事例は、必ずしも地球温暖化対策を直接の目的にしていないものも含む。

施策一覧（事例目次）

「太陽光、風力その他の自然エネルギー導入の促進」に関する施策事例.....	5
1. (エネルギー転換) 横浜型グリーン電力入札制度 (横浜市)	5
2. (家庭) 太陽エネルギー利用拡大連携プロジェクト (東京都)	6
3. (エネルギー転換) 太陽光発電設置促進滋賀モデル推進事業 (滋賀県)	7
4. (エネルギー転換) 横浜市風力発電事業ハマウイング (横浜市)	8
5. (エネルギー転換) 自然エネルギー市民バンク (秋田)	9
6. (家庭) グリーン電力活用促進モデル事業 (愛知県)	10
7. (業務、家庭) グリーン熱証書 (東京都)	11
8. (業務、家庭、運輸) 新潟県版カーボン・オフセットモデル事業 (新潟県)	12
9. (業務、家庭) 京都エコポイントモデル事業 (京都府)	13
10. (業務) 防災の観点から県立高等学校に率先導入 (埼玉県)	14
11. (家庭) 低炭素型低所得者向け公営住宅の整備	15
12. (廃棄物) 下水道バイオガスの活用 (金沢市)	16
13. (業務、家庭) Solar Obligation (スペイン・バルセロナ)	17
14. (エネルギー転換) 法定外目的税の活用 (ドイツ・アーヘン)	18
「事業者、住民による温室効果ガスの排出抑制等の活動の促進」に関する施策事例.....	19
15. (産業、業務) エコアップ認証制度 (埼玉県)	19
16. (産業、業務) エコ事業所認定制度 (名古屋市)	20
17. (家庭) 市民協働まちづくり推進事業補助金 (日田市)	21
18. (業務、家庭) CASBEE あいち (愛知県)	22
19. (業務、家庭、運輸) NPO バンク (北海道)	23
20. (業務) 建築物環境計画書制度 (東京都)	24
21. (業務、家庭) 再生可能エネルギー (熱) の普及 (スペイン)	25
22. (業務) 公共施設の屋根使用 (飯田市)	26
23. (産業、業務) 専門家登録・派遣制度 (栃木県)	27
24. (産業、業務) 省エネルギー診断 (長野県)	28
25. (業務) 環境計画書制度 (東京都)	29
26. (産業、業務、廃棄物) 温暖化防止届け出制度 (兵庫県)	30
27. (産業、業務) 大規模事業所向け総量削減対策 (東京都)	31
28. (産業、業務) 中小規模事業所向け総量削減対策 (東京都)	32
29. (産業) 先端産業創出支援制度 (川崎市)	33
30. (産業、業務) 中小企業向け「温暖化対策推奨企業支援制度」(大田区)	34
「公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善」に関する施策事例.....	35
31. (業務) 建築物敷地の緑化 (大阪府)	35
32. (運輸) 低公害車購入助成金制度 (北九州市)	36
33. (運輸) 公共交通を基軸としたまちづくり (富山市)	37
34. (産業、業務、家庭、運輸) コンパクトシティ形成 (青森市)	38
35. (家庭、運輸) カーフリー団地の形成 (ドイツ・フライブルグ市)	39
36. (産業、業務、家庭、運輸) 幹線道路沿道の土地利用の抑制 (鶴岡市)	40
37. (業務、運輸) 大規模集客施設の立地の適正化 (福島県)	41

38.	(運輸) 自転車を活用した公共交通の利用促進	42
39.	(エネルギー転換、産業、業務、家庭、運輸) 再開発時の取組み (スウェーデン・マルメ)	43
40.	(家庭) 住民等の自主的なまちづくりの活用 (横浜市)	44
41.	(家庭、運輸) 低炭素型住宅団地の形成 (摂津市)	45
42.	(エネルギー転換、業務、家庭、運輸) CO2 アクションエリアの指定等 (柏市)	46
43.	(エネルギー転換、業務、家庭、運輸) タウンエコシステムの構築 (飯田市)	47
44.	(業務) エネルギーの面的利用 (東京都)	48
45.	(業務) 既存建物間熱供給 (横浜市)	49
46.	(業務、家庭) 風の道 (ドイツ・シュツットガルト市)	50
47.	(業務、家庭) 風の道 (東京都大丸有エリア)	51
48.	(業務、家庭) 自然資本の活用	52
49.	(業務、家庭) 流山グリーンチェーン戦略 (流山市)	53
	「廃棄物等の発生の抑制の促進その他の循環型社会の形成」に関する施策事例	54
50.	(産業、業務) 岐阜県リサイクル認定製品 (岐阜県)	54
51.	(廃棄物) 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度 (長崎県)	55
52.	(廃棄物) 家庭ごみ収集制度の見直し (北九州市)	56
53.	(廃棄物) 資源集団回収活動の促進 (神戸市)	57
54.	(廃棄物) 徹底した分別収集による減量化 (志布志市)	58
55.	(廃棄物) 産業廃棄物税の導入 (山口県)	59
56.	(廃棄物) ごみ処理有料化 (野田市)	60
57.	(廃棄物) リユースカップ事業 (名古屋市)	61
58.	(廃棄物) 堆肥化～農業生産～地産地消 (茂木町)	62
59.	(廃棄物) 食品リサイクルループ (愛知県経済農業協同組合連合会)	63
60.	(廃棄物) 焼却施設における ESCO 事業 (三鷹市)	64
61.	(家庭) 市内共通還元制度 “エコーぴょん” (名古屋市)	65
62.	(業務、家庭) 環境配慮型店舗認定制度 (仙台市)	66
63.	(家庭) ごみ減量に向けた環境学習の推進 (川崎市)	67
64.	(廃棄物、家庭) リサイクル工房の運営 (神戸市)	68
65.	(家庭) グリーンコンシューマーの育成 (北九州市)	69
66.	(廃棄物、業務、家庭) グリーン購入制度 (北九州市)	70
67.	(廃棄物) 広域的な金属リサイクル拠点 (秋田県)	71
68.	(廃棄物、産業、業務、家庭) 地区内の資源循環 (川崎市)	72
69.	(産業、業務、家庭) 下水熱の地域供給 (東京都)	73
70.	(エネルギー転換、運輸) 下水道バイオガスの燃料利用 (神戸市)	74
71.	(エネルギー転換、廃棄物) 発電所への燃料供給 (東京都)	75

「太陽光、風力その他の自然エネルギー導入の促進」に関する施策事例

1. (エネルギー転換) 横浜型グリーン電力入札制度 (横浜市)

横浜市 (エネルギー転換) 横浜型グリーン電力入札制度	
所管	横浜市 地球温暖化対策事業本部 地球温暖化対策課
策定時期	導入：平成 18 年度導入
施策種別	普及啓発 条例：「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
目的・意義	平成 12 年の電気事業法改正により一般電気事業者だけでなく特定規模電気事業者 (P P S) による供給が可能となったが、電気事業者により発電に伴う CO2 排出係数や新エネルギーによる発電量などに差異がある。そこで、温暖化対策を進めていくために、横浜市の電力需給契約に関する入札に、発電に伴う環境負荷を可能な限り低減し、電力使用に伴う排出量削減の取組につながるような環境条件を設定することで、電気事業者に対して、環境に配慮した電力供給を行う方向に誘導することを目的とする。
対象	一般電気事業者及び特定規模電気事業者
取組内容	電気事業者の「CO2 排出係数」、「新エネルギー等の導入状況」、「未利用エネルギーによる発電量割合」、「環境貢献度」の 4 つを環境条件として設定、得点化し、市の入札の条件等にする。 ○ 50 点以上：本市の全ての電力入札に参加する資格を得ます。 指名競争入札における業者指名の選考基準としても活用します。 ○ 50 点未満：電気事業者の一層の環境配慮の努力を促します。 報告書を提出していただいた電気事業者のランクは公表する。
適用実績	H 19 年度：7 社 (うち、A6 社、B1 社) H 20 年度：4 社 (うち、A3 社、A マイナス 1 社)
備考	

出典・参考文献：

<http://www.city.yokohama.jp/me/kankyou/ondan/denryoku/>

<http://www.city.yokohama.jp/ne/news/press/200611/images/phpPIwapQ.pdf>

2. (家庭) 太陽エネルギー利用拡大連携プロジェクト (東京都)

東京都 (エネルギー転換) 太陽エネルギー利用拡大連携プロジェクト	
所管	東京都環境局 環境政策部 環境政策課
策定時期	事業開始：平成 21 年 4 月
施策種別	補助金
目的・意義	日本における太陽エネルギー市場の再生を図り、地球温暖化対策としての太陽エネルギーの利用拡大のため、2016 年までに東京都内において 100 万 kW 相当の太陽エネルギーの導入を目指す。
対象	住宅用を対象に主に戸建て住宅やマンションなど 東京都地球温暖化防止活動推進センターが住宅用太陽エネルギー利用機器を設置する方
取組内容	C02 を大量に排出する大都市の責務として、危険な気候変動レベルを回避すること、再生可能エネルギー拡大の世界的潮流の強化の観点からの取組み。 具体的な目標設定 (今後 3~4 年で、100 万 kW 相当の太陽エネルギーの利用拡大を目指す) 環境価値の買取り (太陽光発電設備 3 kWにつき 30 万円) 機器メーカー、ハウスメーカー、工務店、金融機関、エネルギー事業者、行政等が一体となった価格低減策の実施 【事業期間】 平成 21 年 4 月から 2 年間 【補助対象機器及び補助額】 (1) 太陽光発電システム・・・100,000 円/kW (2) 太陽熱利用システム A (グリーン熱証書の発行ができないもの) 太陽熱温水器・・・補助単価：9,000 円/平方メートル ソーラーシステム・・・補助単価：16,500 円/平方メートル (3) 太陽熱利用システム B (グリーン熱証書の発行ができるもの) ソーラーシステム・・・補助単価：33,000 円/平方メートル ※標準的な場合、国や区市町村等の補助金との併給が可能
備考	【国の補助金制度】 住宅用太陽光発電システムの設置に関する補助制度 自ら居住する住宅にシステムを設置する個人で、電灯契約をしている方を対象に、太陽電池モジュールの公称最大出力に対して 70,000 円/kW の補助。募集期間は平成 21 年 1 月 13 日 (火) から平成 21 年 3 月 31 日 (火)

出典・参考文献：

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kikaku/solar/index.html>

「事業者、住民による温室効果ガスの排出抑制等の活動の促進」に関する施策事例

15. (産業、業務) エコアップ認証制度 (埼玉県)

埼玉県 (産業、業務) エコアップ認証制度	
所管	環境部温暖化対策課 環境学習・事業推進担当 エコアップ・エネルギーグループ
策定時期	施行：平成 20 年 2 月 1 日
施策種別	条例：埼玉県生活環境保全条例 低利融資
目的・意義	エコアップ宣言事業者のCO ₂ 削減など優れた積極的な取組を認証することにより、事業活動に伴う環境への負荷低減を促進することを目的とする。
対象	エコアップ宣言事業者（※）で認証基準に適合する者 ※埼玉県生活環境保全条例第 10 条に基づき、環境負荷低減計画（「彩の国エコアップ宣言」を作成、県に提出、公表の上、CO ₂ 削減等に取り組んでいる事業者
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が「エコアップ宣言（事業者が事業活動による環境負荷を低減するための「計画」を作成、県に提出、公表の上、二酸化炭素の削減等に取り組むもの）」に取り組み、二酸化炭素の削減に優れた取り組みをしている事業所を埼玉県が認証する。認証を受けた事業者は、低利な事業資金の融資を受けることが可能となる。 エコアップ認証事業所は、毎年 6 月末までに、前年の 4 月 1 日に始まる年度内において、「埼玉県エコアップ認証事業所取組実施状況報告書」又は同等の内容を記載した環境負荷低減計画（エコアップ宣言）を提出する必要がある（実施要綱第 12 条）。 県は、エコアップ認証事業所を認証したときは、その事業所名、所在地を県ホームページへの掲載などにより公表する。 認証期間は 3 年間で、更新可能
適用実績	平成 18 年度 535 事業者 目標：平成 23 年度 1000 事業者

出典・参考文献：

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BE00/eco/eco-ninsyo/index.html>

https://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/saitama-ken/D1W_resdata.exe?PROCID=105910468&CALLTYPE=1&RESNO=378&UKEY=1235438898625

17.

(家庭) 市民協働まちづくり推進事業補助金 (日田市)

日田市 (家庭) 市民協働まちづくり推進事業補助金	
所管	日田市 地域振興部 地域振興課 地域振興係
策定期間	
施策種別	補助金
目的・意義	地域に根ざしたまちづくり及び人づくりを目指して、民間団体が主体的に企画し実行する、非営利で創造的な活動事業に対して助成を行う。
対象	<p>【対象者】 市内を本拠地として活動を行っている民間団体及び活動を行おうとしている民間団体</p> <p>【対象事業】 民間団体が主体的かつ継続的に実行するまちづくり活動で、次の分野のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自然の活用及び自然環境の保全等に係る事業 2. 伝統的景観、歴史、文化等を活用した事業 3. イベントの開催を中心とした事業 4. 地域振興及び文化の発展等に寄与する体験促進・支援に係る事業 5. 観光資源の活用・発掘、地場産業の育成など産業振興に係る事業 6. 地域間、あるいは国際間の交流に係る事業 7. 地域ボランティア等の活動に係る事業 8. 人材の育成及び技術の向上を目指した事業 9. 地域活力の創造、定住促進に係る事業 10. 情報発信に係る事業 11. その他、地域の振興に資する事業 <p>※ただし、市の他の補助対象となる事業、経常的な事業又は営利的、宗教的もしくは政治的な色彩を有するものは除く</p>
取組内容	<p>助成対象事業は、「市民協働まちづくり推進事業補助金審査委員会」で審査を行い市長が決定</p> <p>【助成期間】 原則として1年 ※ただし、市長が特に認めたときは、最長3年。</p> <p>【助成金額】 事業に要する直接経費の2分の1以内。 ※ただし、2分の1相当額が50万円を超える場合は、50万円を限度とする。</p>
適用実績	
備考	

出典・参考文献：

http://www.city.hita.oita.jp/tksinkou/page_00121.html

「公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善」に関する施策事例

31. (業務) 建築物敷地の緑化 (大阪府)

大阪府 (業務) 建築物の敷地等における緑化を促進する制度	
所管	大阪府環境農林水産部 みどり・都市環境室 自然みどり課 自然環境グループ
策定時期	条例改正の施行：平成 18 年 4 月 1 日
施策種別	条例：大阪府自然環境保全条例
目的・意義	緑は多様な効用を有しているが、近年、特に、府域において進行するヒートアイランド現象や地球温暖化といった課題への解決方法として注目されている。その解決に向けての緊急の対処策として本条例を改正するため、現行の目的規定も改正。
対象	敷地面積 1000 m ² 以上の建築物の新築・改築または増築 ※増築は、増築後の建築床面積が増築前の 1.2 倍を超えないものは除く。
取組内容	自然環境保全条例第 33 条及び 34 条に基づき、一定規模以上の敷地において建物を建てる時に緑化を義務付け、基準に合う緑化計画書等の届出を義務付け。ヒートアイランド現象の緩和や潤いとやすらぎのあるまちづくりに向けて、大阪府自然環境保全条例が改正。 勧告：届出を行わない者に対して届出を行うことを勧告することが可能。 顕彰：緑化に関する建築主のより積極的な取り組みを促進するため、顕彰の仕組みを位置づける。 公表：本制度の実効性を確保することにより、条例の趣旨を尊重し、公平性を確保するため、公表に関する規定を設ける。 <評価対象> ・条例基準を大幅に上回る緑化が行われたもの ・建築物や周辺環境調和した緑化が行われているもの ・スペースを有効利用しているもの ・敷地外部への公開性の高いもの ・新技術を積極的に採用しているもの ・都市の魅力向上に資するもの ・その他、本条例の趣旨にそったもの
適用実績	「第 2 回 おおさか優良緑化賞」(平成 20 年 11 月 5 日選考委員会開催) ○大阪府知事賞 ディーグラフオート千里中央 スイートガーデン豊中旭ヶ丘 日野病院 ○選考委員会奨励賞 ウェリス・ジオ千里佐竹台 ザ・ヴァンデュールシティ グッドタイムリビング香里ヶ丘 特別養護老人ホーム 四條畷荘 児童養護施設 あおぞら 千里リハビリテーション病院 ホソカワミクロン株式会社
備考	

出典・参考文献：

<http://www.pref.osaka.jp/midori/shizenjourei/>

32. (運輸) 低公害車購入助成金制度 (北九州市)

北九州市 (運輸) 低公害車購入助成金制度	
所管	環境局 環境政策部 都市環境管理課
策定時期	
施策種別	補助金
目的・意義	北九州市域における大気環境の改善を図る。
対象	北九州市内に事務所または事業所を有する事業者 ※事業を反復継続して行う法人・個人、非営利団体です。国又は地方公共団体が出資する法人、自動車リース・レンタル事業者は対象外
取組内容	市内の事業者などの方々が、平成 11 年排出ガス規制以前のディーゼル貨物車など（車両総重量 3.5 トン超）を廃車にし、平成 17 年排出ガス規制に適合するディーゼル貨物車など（3.5 トン超）に買い換える資金の一部を助成する制度。 ○助成金額 車両購入費（車両本体価格）の 3/100 に相当する額 ※車両購入費は、消費税及び地方消費税を含みます。 ※付属品、特別仕様、諸費用等は助成対象外です。
適用実績	
備考	

出典・参考文献：

http://www.city.kitakyushu.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U00004&CONTENTS_ID=15619

「廃棄物等の発生の抑制の促進その他の循環型社会の形成」に関する施策事例

50. (産業、業務) 岐阜県リサイクル認定製品 (岐阜県)

岐阜県 (産業、業務) 岐阜県リサイクル認定製品	
所管	県庁廃棄物対策課企画調査担当
策定時期	条例実施要綱施行：平成 19 年 4 月 1 日
施策種別	条例：岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例
目的・意義	リサイクル製品の利用促進を図るとともに、リサイクル産業の育成を図ることを目的とする。
対象	下記のいずれにも適合していること 1. 県内の事業場で製造等が行われたものであること 2. 原材料となる循環資源が主に県内で発生したもの 3. 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場で製造等が行われたもの 4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第三項に規定する特別管理一般廃棄物及び同条第五項に規定する特別管理産業廃棄物を原材料として使用していないこと 5. 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による土壌の汚染に係る環境に関する基準（規則で定めるリサイクル製品の品目ごとに規則で定めるものに限る。）に適合すること 6. 工業標準化法に基づく日本工業規格若しくは農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく日本農林規格若しくは知事が岐阜県リサイクル認定製品認定審査委員会の意見を聴いて定める規格のいずれかに適合するもの 7. 原材料に占める循環資源の割合が、リサイクル製品の品目ごとに規則で定める基準を満たすこと
取組内容	主として県内で発生する循環資源を使用し、県内で製造されるリサイクル製品を「岐阜県リサイクル認定製品」として認定し、リサイクル製品の消費拡大を図るとともに、県事業において優先的に使用していく。
適用実績	平成 20 年 12 月 31 日現在 263 製品
備考	

出典・参考文献：

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11225/waste/nintei/index#1>

51. (廃棄物) 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度 (長崎県)

長崎県 (廃棄物) 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度	
所管	長崎県環境部 廃棄物対策課
策定時期	受付開始：19年7月2日
施策種別	条例：廃棄物処理法施行規則
目的・意義	この評価制度は、排出事業者が自らの判断により優良な産業廃棄物処理業者を選択することができるよう、一定の基準を満たした処理業者を明らかにするとともに、優良化を目指す処理業者の取組みに具体的な目標を与えることなどを目的とする。
対象	産業廃棄物処理業（特別管理産業廃棄物処理業を含む）
取組内容	産業廃棄物処理業の許可制度を活用して、都道府県知事・政令市長が、廃棄物処理法施行規則に規定する評価基準（遵法性、情報公開性、環境保全への取組）に適合する産業廃棄物処理業者については、許可申請の際に提出する申請書類の一部を省略させることができるとともに、許可申請の時点で評価基準への適合を確認した旨を許可証に記載することにより他の都道府県等における審査の際や排出事業者等の第三者にその旨を提示できるようにする制度。
適用実績	評価基準適合性の確認を受けた処理業者（一つの処理業者が産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業共に適合確認を受けている場合は別々にカウントする） 平成21年1月14日時点 10業者
備考	長崎県内では、長崎県、佐世保市及び長崎市において、平成19年7月2日より、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度を実施。

出典・参考文献：

<http://www.pref.nagasaki.jp/kankyo/waste/sangyo/download.html#2>